

事務連絡  
平成26年6月2日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

#### 疑義解釈資料の送付について（その7）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）等により、平成26年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添4のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成26年3月31日付事務連絡）を別添5、「疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成26年4月4日付事務連絡）を別添6、「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成26年4月10日付事務連絡）を別添7、疑義解釈資料の送付について（その4）」（平成26年4月23日付事務連絡）を別添8、「疑義解釈資料の送付について（その5）」（平成26年5月1日付事務連絡）を別添9のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

## 歯科診療報酬点数表関係

### 【基本診療料：入院基本料】

(問1) 7対1入院基本料の施設基準の要件にデータ提出加算の届出を行っていることが追加されたが、入院患者が歯科診療に係る傷病のみの保険医療機関の取扱い如何。

(答) データ提出加算の届出は必要ない。

### 【リハビリテーション：歯科口腔リハビリテーション料1】

(問2) 口蓋補綴又は顎補綴を装着した患者に対して当該装置に係る調整や指導を行った場合の取扱い如何。

(答) 摂食・嚥下機能の改善を目的として、口蓋補綴又は顎補綴に係る調整や指導を行った場合は、歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床」の算定要件に準じて算定する。

### 【歯冠修復及び欠損補綴：咬合採得】

(問3) 平成26年度歯科診療報酬改定において、CAD/CAM冠及び小児保隙装置が保険適用となったが、間接法で製作された場合については、咬合採得は算定できると解してよいか。

(答) そのとおり。

### 【歯冠修復及び欠損補綴：有床義歯】

(問4) 平成26年度歯科診療報酬改定において、小児義歯の適応に、外傷により歯が喪失した場合が追加されたが、この場合において事前承認を必要とするのか。

(答) 必要ない。

**【診療報酬明細書】**

(問5) 歯科矯正の病名の記載方法如何。

(答) 主要な咬合異常の状態に併せ、咬合異常の起因となった疾患名（別に厚生労働大臣が定める疾患又は顎変形症）を摘要欄に記載する。

**【診療報酬明細書】**

(問6) 歯冠修復物又は欠損補綴物の装着予定日から起算して1月以上患者が来院しない場合の記載について、「歯冠修復及び欠損補綴」欄の記載内容から装着物の種類が明らかに特定できる場合は、装着物の種類の記載を省略してよいか。

(答) 省略してよい。